

郵送での提出を簡略化

申告書の記入を一部省略できます！

下記の「必ずご記入いただく項目」を記入、「添付資料」を同封いただくだけで郵送申告が可能です。「必ずご記入いただく項目」以外の記入内容に、不足があった場合でも、職員が添付資料を確認し、各所得・控除に関する内容を補完します。

必ずご記入いただく項目

【全員が記入】

ご本人様に関する情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、マイナンバー）

【該当する場合、必ず記入】

※番号は、申告書の項目番号です。3頁目の「申告書の書き方」参照。

本人該当項目（⑯寡婦控除・ひとり親控除、⑰勤労学生控除、⑱障害者控除）

⑲配偶者控除、⑳配偶者特別控除 ㉑扶養控除

※控除対象者の名前、生年月日、マイナンバー等をご記入ください。

添付資料

【本人確認書類の写し】（アまたはイをご用意ください、郵送の場合はコピーを同封してください）

ア. マイナンバーカード 1点 ※両面を印刷してください

イ. 番号確認書類（通知カード 又は マイナンバー入り住民票）と

本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証※ など）の計2点

※ 郵送の場合は保険者番号および被保険者等記号・番号はマスキングを施してください

【所得に関する書類】

給与の源泉徴収票・明細書、公的年金の源泉徴収票

個人年金保険や満期保険金等による一時受取金の明細書

事業所得（営業等・農業）・不動産所得の申告をされる方は収支内訳書 等

【控除に関する書類】

医療費控除の明細書（領収書は不可）

社会保険料の控除証明書

生命保険、地震保険料の控除証明書

寄附金の証明書、受領証 等

障害者手帳、障害者控除対象者認定書のコピー

●申告書の控えが必要な場合は、返信先の宛名を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告書の提出方法

●郵送先：〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目 253 番地 1 倉吉市役所税務課市民税係

申告は令和5年3月15日(水)までです。

郵送申告チェックシート

作成した申告書を確認しながら、記入漏れや同封漏れがないかチェックしてください。

申告書を提出する全ての方が必要なもの	チェック欄
市民税・県民税申告書 (住所・氏名・生年月日・日中つながる電話番号・マイナンバーを記入)	<input type="checkbox"/>
本人確認書類のコピー (アまたはイ) ア. マイナンバーカード (両面) イ. 番号確認書類+本人確認書類 ※1頁目「郵送での提出を簡略化」に添付書類の例を記載しています	<input type="checkbox"/>

★以下の申告をする場合は各書類を同封してください★ ※番号は申告書記入欄に対応する項目です

所得の種類	提出書類	チェック欄
①営業・②農業 ③不動産所得	・それぞれ該当する収支内訳書 ・報酬等の支払調書 (外交員報酬等がある場合) (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑤配当	配当の支払通知書、特定口座年間取引報告書 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑥給与	源泉徴収票 (ない場合は給与明細書等 1~12月) (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑦公的年金等	源泉徴収票 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑦雑所得 (業務)	報酬の支払調書等 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑦雑所得 (その他)	個人年金の支払証明書等 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑧総合譲渡所得	譲渡した動産の内容がわかるもので、収入・必要経費のわかるもの (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑧一時所得	収入・必要経費のわかるもの (コピー可)	<input type="checkbox"/>

控除の種類	提出書類	チェック欄
⑩雑損控除	災害などに関連して支出した金額がわかる領収書等、補てん金がある場合は、補てん金の金額がわかるもの (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑪医療費控除	医療費控除の明細書 (医療費通知を使用して申告する場合には医療費通知も提出) ※領収書の提出では控除は受けられません	<input type="checkbox"/>
⑫社会保険料控除	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の控除証明書 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑬小規模企業共済等掛金控除	払込証明書等 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑭生命保険料控除	生命保険料控除証明書 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑮地震保険料控除	地震保険料控除証明書 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑰勤労学生控除	学生証のコピーまたは在学証明書 (コピー可)	<input type="checkbox"/>
⑱障害者控除	障害者手帳のコピー	<input type="checkbox"/>
寄附金控除	寄附金の受領証等 (コピー可)	<input type="checkbox"/>

申告書の控えを希望の場合	返信先の宛名を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封	<input type="checkbox"/>
--------------	---------------------------	--------------------------

※提出先 (郵送する際に切り離してご利用下さい)

〒682-8633

倉吉市堺町二丁目253番地1

倉吉市市役所税務課市民税係 行

申告書の書き方

①⑥～①⑧本人該当、①⑨配偶者控除、
②⑩配偶者特別控除、②⑪扶養控除に
該当する場合、必ずご記入ください

令和5年度分 市民税 申告書 倉吉市 葵町722番地

整理番号

本人確認 マイナンバー F M 扶紐 窓口 郵送 関支

生年月日 明・大・昭 平・令 30年 4月 1日

電話番号 0858 - 22 - 8115

個人番号 (マイナンバー) 11112223333

提出年月日 5月2日 氏名 倉吉 太郎

所得の種類	A 収入金額	B 必要経費	所得金額 (A-B)			
営業等	円	円	① 円			
農業			②			
不動産			③			
利子			④			
配当			⑤			
給与	450,000		⑥ 0			
雑所得	A 収入金額	B 必要経費	所得金額 (A-B)			
公的年金等	1,800,000		ア 700,000			
業務			イ			
その他	200,000	100,000	ウ 100,000			
所得の種類	A収入金額	B必要経費	C差引(A-B)	D特別控除額	所得金額(C-D)	総合譲渡・一時所得
総合譲渡					ア	[ア+(イ+ウ)×1/2]
一時					イ	
合計					ウ	⑨ 800,000

令和4年中の所得金額 800,000

※未記入の場合でも添付資料により補完します

所得から差し引かれる金額	金額
⑩ 雑損控除	100,000
⑪ 医療費控除	150,000
⑫ 社会保険料控除	63,000
⑬ 生命保険料控除	130,000
⑭ 地震保険料控除	12,000
⑮ 障害者控除	
⑯ 寡婦控除	
⑰ ひとり親控除	
⑱ 配偶者控除	
⑲ 配偶者特別控除	
⑳ 扶養控除	
㉑ 基礎控除	
合計	

※未記入の場合でも添付資料により補完します

本人 ⑱ 障害者の程度 (手帳の種類・等級など) ⑲ 級 ⑳ 勤労学生(学校名) ㉑ 級

⑳ 寡婦控除 (死別・離別) ひとり親控除

⑲ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

氏名 倉吉 花子 生年月日 明・大・昭 平・令 35・8・10 同・別居 障がいの程度

個人番号 (マイナンバー) 333344445555 配偶者の合計所得金額 100,000 円

氏名	個人番号(マイナンバー)	続柄	生年月日	同・別居	障がいの程度
倉吉 一郎	555566667777	父	8年11月1日	同・別	1級
倉吉 梅子	777788889999	母	10年5月1日	同・別	級
倉吉 蔵助	999900001111	孫	2年2月1日	同・別	級

21 16歳未満の扶養親族